

教育研究用システムに関するソフトウェアライセンスの購入の契約に係る
一般競争入札（郵便方式）入札心得

（目的）

第1条 この心得は、公立大学法人大阪（以下「法人」という。）が新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため郵便方式で実施する一般競争入札に参加しようとする者（以下「郵便入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

（法令等の遵守）

第2条 郵便入札参加者は、法人が定める規程及びその他の法令並びに入札説明書、契約書案の各条項、この心得、入札説明事項等を遵守しなければならない。

2 郵便入札参加者は、不穏な言動等により正常な入札の執行を妨げたり、他の郵便入札参加者の迷惑になるようなことを行ってはならない。

3 郵便入札参加者は、仕様書その他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。

（入札）

第3条 郵便入札参加者は、入札公告に示す所定の入札書に記名押印の上、「一般書留」又は「簡易書留」のどちらかによる方法で、入札公告に示す入札書提出期限までに指定された提出先に到着するように提出しなければならない。指定された日時までに到達しない入札書は、無効扱いとする。尚、入札書等は、法人への直接持参は認めない。

2 入札書は、案件名称及び郵便入札参加者名（住所又は事務所所在地、商号又は名称、代表者職氏名）を記載した入札用封筒に入れて封かんし、さらに対象案件ごとに案件名称及び郵便入札参加者名（住所又は事務所所在地、商号又は名称、代表者職氏名）を記載した郵送用封筒に入れて、前項で規定するとおり提出すること。封筒サイズ及び記入方法は、別紙「郵便入札用封筒について」のとおりとする。

3 郵送等に係る費用については、入札の結果にかかるわらず郵便入札参加者の負担とする。

4 郵便入札参加者は、入札書を提出するときは、入札公告等において提出を求められた必要書類を併せて提出しなければならない。

5 郵便入札参加者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると入札執行担当職員が認めたときは、当該入札を延期又は中止することがある。

6 入札の執行に際して、天災地変等により郵便不着又は遅延が発生したとき、その他やむを得ない理由があると認められるときは、その執行を延期し、又は取りやめがある。

7 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に課される消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、郵便入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契

約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載すること。

(入札書の書換等の禁止)

第4条 郵便入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(開札)

第5条 指定期日までに郵送された入札書の開札は、入札公告において示した日時及び場所において行うものとする。

2 開札の執行をビデオカメラで録画し、新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、開札における郵便入札参加者等の立会い、傍聴は認めないものとする。

3 開札は2名以上の入札担当職員で行い、郵送された入札書在中の入札用封筒を開封し、開札結果を発表する。

(入札の辞退)

第6条 入札を辞退するときは、開札までに、入札辞退届を持参又は郵送にて、入札公告に示す提出先に到着するように提出しなければならない。一旦、辞退した場合は、それを撤回し、又は当該入札に再度参加することができない。

2 指定の日時を過ぎても入札書を提出しない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。

3 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けるものではない。

(無効の入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 指定の日時及び場所に提出しない入札
- (2) 記名押印を欠く入札
- (3) 訂正印なく金額を訂正した入札又は金額の記載の不鮮明な入札
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (5) 第10条の規定による再度の入札をしたとき、前回の最低価格以上の価格でした入札
- (6) 談合その他の不正行為を行ったと認められる入札
- (7) 同一の入札について、入札書を入れた封筒が2通以上到着した者の入札
- (8) 入札用封筒に案件名称及び郵便入札参加者名（住所又は事務所所在地、商号又は名称、代表者職氏名）が記載されていない入札等、意思表示が不明瞭である入札
- (9) 入札用封筒の案件名称及び郵便入札参加者名（住所又は事務所所在地、商号又は名称、代表者職氏名）と同封された入札書の案件名称及び郵便入札参加者名（住所又は事務所所在地、商号又は名称、代表者職氏名）が相違する入札
- (10) 入札用封筒に封かんしていない者の入札
- (11) 入札公告に示す入札書提出期限を超過して提出された入札
- (12) 第3条に規定する方法以外により提出された入札

(13) 前各号に掲げるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札
(落札者の決定)

第8条 入札を行った者のうち、入札書に記載された金額に当該金額に課される消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額が予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、この金額を落札金額(以下「落札金額」という。)とする。この場合において、落札金額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第9条 落札となるべき同価格の入札をした者(以下「同価入札者」という。)が2人以上あるときは、落札決定を留保したうえで、別紙「くじの方法」に定めるところにより、落札者を決定する。

2 前項のくじの日時は開札日と同日とする。

3 くじにより落札者を決定した場合は、同価入札者名、同価入札者に付与した抽選番号、同価入札者のくじ番号及びその合計額、合計額を同価入札者の数で除した「余り」を、ホームページにおいて公表する。

(再度の入札)

第10条 開札において、落札者とすべき者がいないときは、入札公告に示す方法により再度の入札を行うことができる。この場合において、再度の入札は、2回以内とする。

2 第1項による再度の入札を行うとき、次の各号のいずれかに該当する入札をした者は再度の入札に参加することができない。

(1) 第7条第1号、第6号、第7号又は第11号のいずれかに該当し無効とされた入札をした者

(2) 第7条第13号の規定により無効とされた入札をした者で再度の入札に参加させることが不適当と認められる者

(契約保証金等)

第11条 落札者は、契約金額(単価契約の場合は、納入予定数量を契約単価で乗じ、消費税及び地方消費税を加算した金額(1円未満切捨))の100分の5以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、落札者が、保険会社と法人を被保険者とする履行保証保険契約(保険金額は、契約金額と同額以上とする。)を締結した場合又は、過去2年の間に法人、国、地方公共団体、独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模の契約を2件以上締結し、誠実に履行した実績を有し、かつ契約を履行しないおそれがないと認められる場合は、契約保証金は免除する。

(契約書の提出)

第12条 契約書を作成する場合において、落札者は、契約書に記名押印し、落札決定の日

から契約担当者が指定する日までに提出しなければならない。

2 落札者が前項に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

(違約金の徴収)

第 13 条 落札者が契約を締結しないときは、落札金額（単価契約の場合は、納入予定数量を契約単価で乗じ、消費税及び地方消費税を加算した金額（1円未満切捨））の 100 分の 2 に相当する金額を違約金として徴収する。

(異議の申立て)

第 14 条 郵便入札参加者は、入札後、この心得、契約書案の各条項、仕様書又は入札説明事項について、不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

(契約条項を示す場所)

第 15 条 法人ホームページ上とする。

(その他)

第 16 条 郵便入札参加者は、入札に際しては、すべて入札執行担当職員の指示に従わなければならない。

別 紙

郵便入札用封筒について

一般競争入札(郵便方式)で入札書を郵送する場合、入札案件ごとに入札用封筒(内封筒)・郵送用封筒(外封筒)の二重封筒とし、使用する封筒及び記入方法はつぎのとおりとします。

(1) 封筒サイズ

入札用封筒(内封筒)・・・長型3号

郵送用封筒(外封筒)・・・角型2号

※封筒の色の指定はありません。

(2) 記入項目と記入面

①入札用封筒(内封筒)

下記項目を封筒の表面に記入し、「入札書在中」と朱書きしてください。

・案件名称

・郵便入札参加者名(住所又は事務所所在地、商号又は名称、代表者職氏名)

②郵送用封筒(外封筒)

下記項目を封筒の表面に記入してください。

・案件名称

・開札日

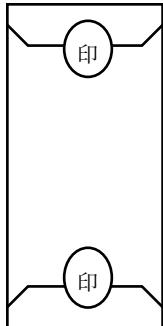
下記項目を封筒の表面もしくは裏面に記入してください。

・郵便入札参加者名(住所又は事務所所在地、商号又は名称、代表者職氏名)

(3) 封かん

入札用封筒は、封かんしてください。

【封かん例】



(4) その他

1通の郵便に複数の入札案件を同封しないでください。

別 紙

くじの方法

郵便方式の一般競争入札において、落札となるべき同価格の入札をした者（以下「同価入札者」という。）が2人以上ある場合のくじによる落札者決定方法は、次のとおりとする。

1 入札書の「くじ番号」欄に任意の値を記入

入札者は、くじを行う場合に備えて、入札書の「くじ番号」欄に、入札書提出時にあらかじめ任意の3桁のアラビア数字「000～999」を記入（「0」の桁も必ず記入が必要）しておくものとする。

なお、記入のない場合、「0」の桁の記入がない場合、1文字でも判別できない数字がある場合、訂正しているが訂正印がない場合、不明な記載の場合などは、「書留お問い合わせ番号」（11桁）の下3桁の数字を記載したものとみなす。

※「書留お問い合わせ番号」とは

郵便追跡用に使用する番号で、次の合計11桁で構成され、書留の受領証に

「お問い合わせ番号」として表示されているもの。「引受番号」ともいう。

《例》「***（3桁）-**（2桁）-*****（5桁）-*（1桁）」

2 くじの手順

- (1) 同価入札者に、「書留お問い合わせ番号」（11桁）の下4桁の小さい者から順に、「抽選番号」（0, 1, 2, 3, ……）を付与する。なお、下4桁が同一の者がある場合は、下5桁目の数字が小さい者の順とし、下5桁目の数字も同一の場合は下6桁目の数字が小さい者の順とし、下6桁目の数字も同一の場合は、以下同様に高い桁の数字を参照して「抽選番号」を付与する。
- (2) 同価入札者の入札書に記載された任意の「くじ番号」を合計し、その合計額を同価入札者の数で除し、「余り」を算出する。
- (3) 上記(1)の「抽選番号」と上記(2)の「余り」の数値が一致した者を落札者とする。

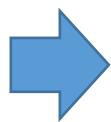
《例》同価入札者が4人の場合

(1) 「抽選番号」を付与する。

業者名	書留お問い合わせ番号	下4桁	下5桁目	抽選番号を付与
A社	123-45-67890-1	8901	—	1
B社	234-56-78901-2	9012	8	3
C社	345-67-80901-2	9012	0	2
D社	456-78-90123-4	1234	—	0

(2) くじ番号の和を求め、同価入札者の数で除し、余りを算出する。

業者名	くじ番号
A社	083
B社	934
C社	271
D社	007



$$083 + 934 + 271 + 007 = 1295$$
$$1295 \div 4 \text{ (人)} = \text{商}323 \cdots \text{余り} \underline{\underline{3}}$$

(3) 落札者の決定

業者名	抽選番号	落札者
A社	1	
B社	3	決定
C社	2	
D社	0	